議第７５号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第２条の４」を「当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４」に、「、２歳」を「当該子が２歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場

合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）　その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任用期間を更新され、又は当該任用期間の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任用期間の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

⑶　1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）　当該子の1歳6か月到達日

ア　当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ　当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4　育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

⑴　当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

⑵　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達

日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合

⑶　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

⑷　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の５を削る。

第３条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、同条第８号中「その任用期間」を「任用期間を定めて採用された職員であって、当該任用期間」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任用期間が」を「任用期間を」に、「に引き続き」を「に引き続いて特定職に」に、「当該任用期間の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任用期間の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第７号とし、同条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、５７日間とする。

第１１条第６号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第１２条中「第２３条第１項及び第２項において」を「以下」に改める。

第２条　新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第９条第１項から第

４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１０条に次の１号を加える。

⑶　新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１７条の表第４条第７項の項を削り、同表第１０条第２項第２号の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第１４条第４項の項を削る。

第２１条の表第１０条第２項第２号の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第１４条第４項の項を削り、同表第２０条の２の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、同表第２０条の５の見出しの項及び第２０条の５の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２２条第２号中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第２３条第１項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（給与条例附則第２０項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

１０　育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第２０項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

１１　育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第２０項の規定の適用を受ける場合における第１９条第１項の規定の適用については、同条中「第１７条」とあるのは、「第１７条及び附則第１０項」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　第１条の規定の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第１条の規定による改正前の第３条（第５号に係る部分に限る。）及び第１１条（第６号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月２７日条例第３号）第１条による改正

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） **第２条**　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（３）　（略） （４）　非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）までに、その任用期間（任用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ）　（略） イ　次のいずれかに該当する非常勤職員 （ア）　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの （イ）　その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任用期間を更新され、又は当該任用期間の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任用期間の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	（育児休業をすることができない職員） **第２条**　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（３）　（略） （４）　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任用期間（任用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ）　（略） イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

改正後	改正前
	ウ　その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任用期間が更新され、又は当該任用期間の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任用期間の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） **第２条の３**　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （１）・（２）　（略） （３）　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）　当該子の１歳６か月到達日 ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） **第２条の３**　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （１）・（２）　（略） （３）　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任用期間が更新され、又は当該任用期間の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任用期間の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日

改正後	改正前
イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合	ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
ウ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合	イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合	
（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） **第２条の４**　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。	（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） **第２条の４**　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。
（１）　当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	
（２）　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合	（１）　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合
（３）　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合	（２）　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

改正後	改正前
（４）　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合	
	（育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） **第２条の５**　育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。
（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） **第３条**　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）～（４）　（略）	（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） **第３条**　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）～（４）　（略） （５）　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
（５）　（略） （６）　（略） （７）　任用期間を定めて採用された職員であって、当該任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任用期間を更新され、又は当該任用期間の満了後に引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任用期間の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	（６）　（略） （７）　（略） （８）　その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任用期間が更新され、又は当該任用期間の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任用期間の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。
（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） **第３条の２**　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。	
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

改正後	改正前
第11条　育児休業法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）～（５）　（略） （６）　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （７）　（略） （育児休業法第10条第１項第５号の条例で定める勤務の形態） **第12条**　育児休業法第10条第１項第５号の条例で定める勤務の形態は、新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「勤務時間条例」という。）第４条第１項の規定の適用を受ける次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、１回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 （１）・（２）　（略）	**第11条**　育児休業法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）～（５）　（略） （６）　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （７）　（略） （育児休業法第10条第１項第５号の条例で定める勤務の形態） **第12条**　育児休業法第10条第１項第５号の条例で定める勤務の形態は、新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。第23条第１項及び第２項において「勤務時間条例」という。）第４条第１項の規定の適用を受ける次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、１回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 （１）・（２）　（略）

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月２７日条例第３号）第２条による改正

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） **第２条**　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　（略） （３）　新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 （４）　（略） （５）　（略） （育児短時間勤務をすることができない職員） **第10条**　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	（育児休業をすることができない職員） **第２条**　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　（略） （３）　（略） （４）　（略） （育児短時間勤務をすることができない職員） **第10条**　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

改正後

（1）・（2）（略）

（3）　新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第17条　育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）		
第４条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第２項第２号	定年前再任用短時間勤務職員等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第14条第１項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第５項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務１時間当たりの

改正前

（1）・（2）（略）

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第17条　育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）		
第４条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第４条第７項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第２項第２号	再任用短時間勤務職員等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第14条第１項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第４	第２項	新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４

改正後		
		給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
（略）		

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条　任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）		
第10条第２項第２号	定年前再任用短時間勤務職員等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第14条第１項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の

改正前		
項		年条例第３号。以下「育児休業条例」という。）第17条
第14条第５項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
（略）		

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条　任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）		
第10条第２項第２号	再任用短時間勤務職員等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第14条第１項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の

改正後		
		勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第５項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第21条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第20条の２	定年前再任用短時間勤務職員等	任期付短時間勤務職員
第20条の５の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第20条の５	第９条まで及び第20条	第９条の２まで、第11条及び第20条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（部分休業をすることができない職員）

第22条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（１）　（略）

改正前		
		勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第４項	第２項	新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号。以下「育児休業条例」という。）第21条
第14条第５項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第21条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第20条の２	再任用短時間勤務職員等	任期付短時間勤務職員
第20条の５の見出し	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第20条の５	第９条まで及び第20条	第９条の２まで、第11条及び第20条
	再任用職員	任期付短時間勤務職員

（部分休業をすることができない職員）

第22条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（１）　（略）

改正後	改正前
（２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） **第23条**　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２・３　（略） **附　則** 1～9　（略） （給与条例附則第20項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え） 10　育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第20項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 11　育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第20項の規定の適用を受ける場合における第19条第１項の規定の適用については、同条中「第17条」とあるのは、「第17条及び附則第10項」とする。	（２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） **第23条**　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２・３　（略） **附　則** 1～9　（略）